

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
会津若松市	若松北部地区（藤室）	令和3年8月2日	令和4年12月7日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	47.61 h a
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	44.08 h a
③地区内における10年後までにリタイヤ・規模縮小を希望する農業者の耕作面積の合計	6.43 h a
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	5.88 h a
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	—
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計 （備考）	20.60 h a

2 対象地区の課題

<p>■人</p> <ul style="list-style-type: none"> ○集落内の認定農業者がおらず、周辺集落からの入作者が多い。 ○兼業農家で一定以上の作付面積を耕作している方が多いが、高齢化は進んでいる。 ○周辺集落の所有者及び耕作者が作付を行っている農地も混在している。 <p>■農地</p> <ul style="list-style-type: none"> ○主な栽培作物は水稻であり、畑地の活用については、今後検討が必要になる。 ○集落農地の一部が平沢地区農地中間管理機構関連農地整備事業エリア内となっている。 ○農業用水が市の中心部を通して集落に流入しており、流量を大きくした場合、溢水の危険性があるため、十分な水量が確保できていない。 ○中心経営体に集積する条件として、水路の整備が必須である。集落内の水路は、ほぼ素掘りであることからU字溝の設置について検討が必要となる。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<p>【10年後の農地利用の在り方に関する基本方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○兼業農家のリタイヤや規模縮小については、現状集落内に中心経営体となる認定農業者がいないため、プランに位置付けられた中心経営体へ集積を図っていく。 ○農地整備事業該当区域については、農地中間管理機構の貸借が必須となるため、プランで位置付けられた中心経営体へ集積していく。 ○農地整備事業区域外の農地については、貸し手と借り手の状況に合わせて農業委員会の利用権設定等促進事業による利用権設定と農地中間管理機構を併用して集積を進めていく。
--

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載事項）

① 中心経営体への集積・集約化

- 今後、リタイヤ等で耕作不能となる農地（主に田）については、プランで位置付けられた中心経営体への集積・集約を図る。
- 兼業農家については、継続して作付を行っていただき、リタイヤや規模縮小を希望する際には、中心経営体への集積を図る。

② 基盤整備事業への取り組み

- 平沢地区農地中間管理機構関連農地整備事業区域内の農地については、計画に基づき集積を進めていく。また、農地整備事業区域外の農地については、新たな農地整備事業の必要性について検討していく。
- 水の経路についても、新たな経路で水量が増えれば基盤整備事業も検討できることから、関係機関と継続して検討を行っていく。

③ 農地中間管理機構の活用

- 現在一部の農地については、農地中間管理機構を活用しており、中心経営体の貸借に係る事務労力の軽減が図られていることから、農地中間管理機構の活用をさらに推進していく。

④ 新たな中心経営体の育成

- 集落の新たな中心経営体の育成・確保について、集落内の若手農業者や兼業農家を含め検討していく。
- 集落外からの新規就農者なども積極的に受け入れ、畑地を有効に活用してもらいながら、将来的には複合経営に繋がるよう助言・支援等を行うことについて検討していく。